

## 循環型社会形成推進地域計画

流山市

令和元年 11 月 25 日 作成

令和 2 年 11 月 30 日 変更

令和 3 年 11 月 24 日 変更

令和 4 年 4 月 4 日 変更

令和 4 年 9 月 15 日 変更

令和 5 年 1 月 18 日 変更

## 1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

### (1) 対象地域

市町村名 流山市  
面積 35.32 km<sup>2</sup>  
人口 191,792 人（平成 31 年 4 月 1 日現在）

### (2) 計画期間

本計画は令和 2 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 6 年間の計画期間とする。

なお、目標達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

### (3) 基本的な方向

本市は、平成 17 年 8 月につくばエクスプレスが開通したことによりベットタウンとして人口増加している地域である。全国的に人口が減少する中、今後も人口増加が見込まれていることから、「人口が増加してもごみを増やさない」という基本的な考え方にに基づき、食品ロスの削減等生活系ごみの排出抑制にむけたごみ減量施策を推進する。

また、ごみの発生量をできる限り減らした上で、やむなくごみとして排出されるものについては、徹底した再利用や、最終処分量を最小限とすることを目指すなど、環境負荷の少ないごみ処理システムの構築に取り組む。

また、近年、生活排水による利根運河、江戸川の水質悪化が進んでいることを踏まえ、合併処理浄化槽の整備を進める。

### (4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

本市は、松戸市、野田市、柏市と隣接しており、平成 31 年 4 月 1 日現在、本市を含め、いずれの市も人口は 5 万人規模を超えている。また、本市の計画目標年次における予測人口も 5 万人規模を超えていることから、本計画においては、本市単独でごみ焼却施設の基幹的設備改良を行うこととしている。

なお、隣接する 3 市を含む近隣自治体とは、清掃行政に係る課題等について、日頃から情報共有や協議を行っていることから、今後、情勢の変化に応じて、広域処理の可能性について、調査、検討を行っていくこととする。

### (5) プラスチック資源の分別収集計画及び再商品化に係る実施内容

市民がプラスチック使用製品の使用を合理化し、またその排出を抑制するよう広報・HP等で広く周知するとともに、適切な分別を促すため令和 4 年 4 月から指定ごみ袋制度を導入したことにより資源化率のさらなる向上を目指す。

また、容器包装リサイクル法に基づく指定法人への再商品化委託を継続しつつ、今後の財政状況等を踏まえながら既存施設の整備並びに分別区分の見直し等、実施方法や実施時期について検討を予定する。

## 2 循環型社会形成推進のための現状と目標

### (1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成 30 年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図 1 のとおりである。

これは平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により、剪定枝の資源化及び焼却処理による減容化が出来なかったこと等に起因し、事故前よりも最終処分量が著しく増加している。

なお、エネルギー回収量は 14,735MWh で、処理施設内に供給している。また、平成 18 年度からは隣接する地域融和施設(余熱利用施設)へ高温水を供給している。

※各数量の根拠は、『清掃のあらまし 2019』(流山市環境部クリーンセンター、2019)による。

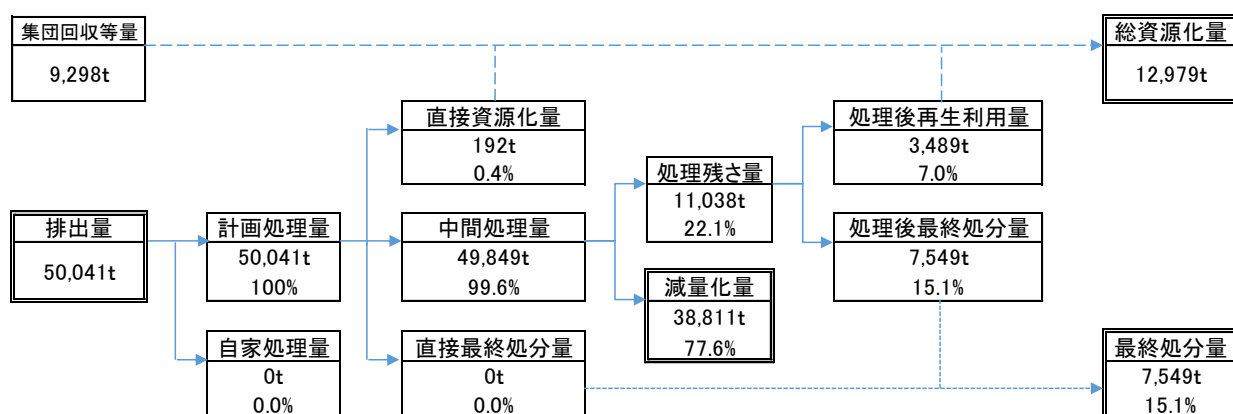


図 1 一般廃棄物の処理フロー

※図表の数値は表示単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

### (2) 生活排水の処理の現状

令和元年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥排出量は図 2 のとおりである。

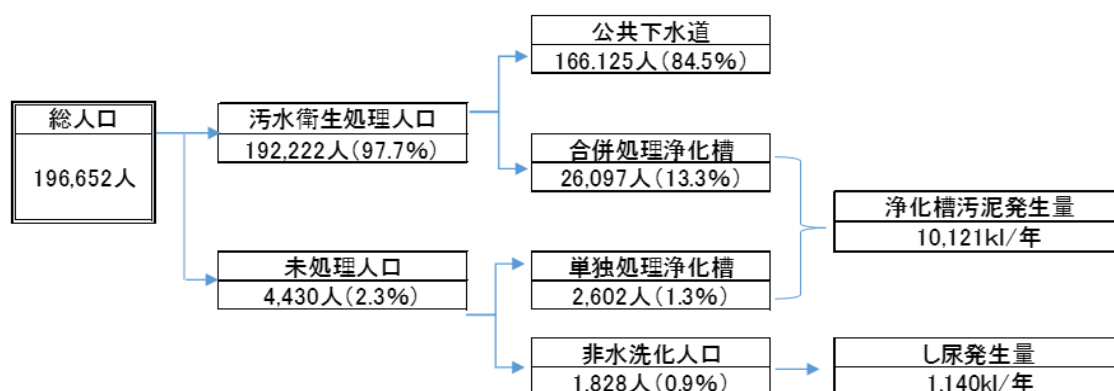


図 2 生活排水の処理状況フロー (浄化槽人口については推計値)

※図表の数値は表示単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

### (3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表1のとおり目標量について定め、各施策に取り組んでいくものとする。

表1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		現状 (割合※1)	目標 (割合※1)
		平成30年度	令和8年度
排 出 量	事業系 総排出量	15,775 トン	16,727 トン (6.0%)
	1事業所当たりの排出量	3.8 トン/事業所	4.1 トン/事業所 (7.9%)
	生活系 総排出量	34,266 トン	32,613 トン (-4.8%)
	1人当たりの排出量	158 kg/人	140 kg/人 (-11.4%)
合 計	事業系生活系排出量合計	50,041 トン	49,340 トン (-1.4%)
再生利用量	直接資源化量	192 トン (0.4%)	199 トン (0.4%)
	総資源化量	12,979 トン (21.9%)	12,905 トン (22.1%)
エネルギー回収量及び熱利用量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量及び熱利用量)	14,735 MWh —	15,750MWh — (6.9%)
最終処分量	埋立最終処分量	7,549 トン (15.1%)	4,023 トン (8.2%)

※1 平成30年度の各数量(事業所数を除く)の根拠は、『清掃のあらまし2019』(流山市環境部クリーンセンター、2019)による。

※2 表の数値は表示単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

※3 排出量・エネルギー回収量は現状に対する増減割合、直接資源化量・減量化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収等量に対する割合

※4 (1事業所当たりの排出量) = {事業系ごみの総排出量 - (事業系(公共施設)ごみの資源ごみ + 事業系(公共施設)ごみの容器包装プラスチック類)} / (事業所数)

平成30年度の事業所数は、平成26年度の事業所数(平成26年経済センサス-基礎調査)と同様とする。

事業所数;平成30年度:4,068事業所、令和8年度:4,068事業所(平成30年度事業所数と同数と仮定)

※5 (1人当たりの排出量) = {生活系ごみの総排出量 - (生活系ごみの容器包装プラスチック類 + 生活系ごみのペットボトル)} / (人口)

※6 発電効率及びエネルギー回収率は発注仕様書作成等事業の結果により回収率の規模が決定される。

《指標の定義》

排出量:事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収等されたごみを除く。)[単位:トン]

再生利用量:集団回収等量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和[単位:トン]

エネルギー回収量:エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量[単位:MWh]

最終処分量:埋立処分された量[単位:トン]

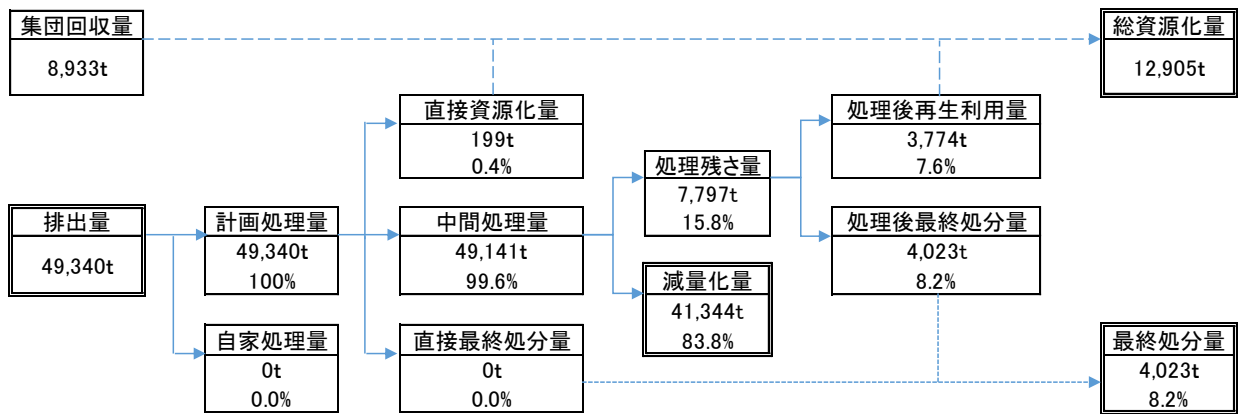


図3 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー

※図表の数値は表示単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

#### (4) 生活排水の処理の目標

生活排水処理については、表2に掲げる目標のとおり、合併処理浄化槽の整備等を進めていくとする。

表2 生活排水処理に関する現状と目標（浄化槽人口については推計値である）

		令和元年度実績	令和8年度目標
処理形態別人口	公共下水道	166,125人(84.5%)	183,308人(89.0%)
	合併処理浄化槽	26,097人(13.3%)	19,441人(9.4%)
	未処理人口	4,430人(2.3%)	3,320人(1.6%)
	合計	196,652人	206,069人
し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	1,140キロリットル	952キロリットル
	浄化槽汚泥量	10,121キロリットル	7,486キロリットル
	合計	11,261キロリットル	8,438キロリットル

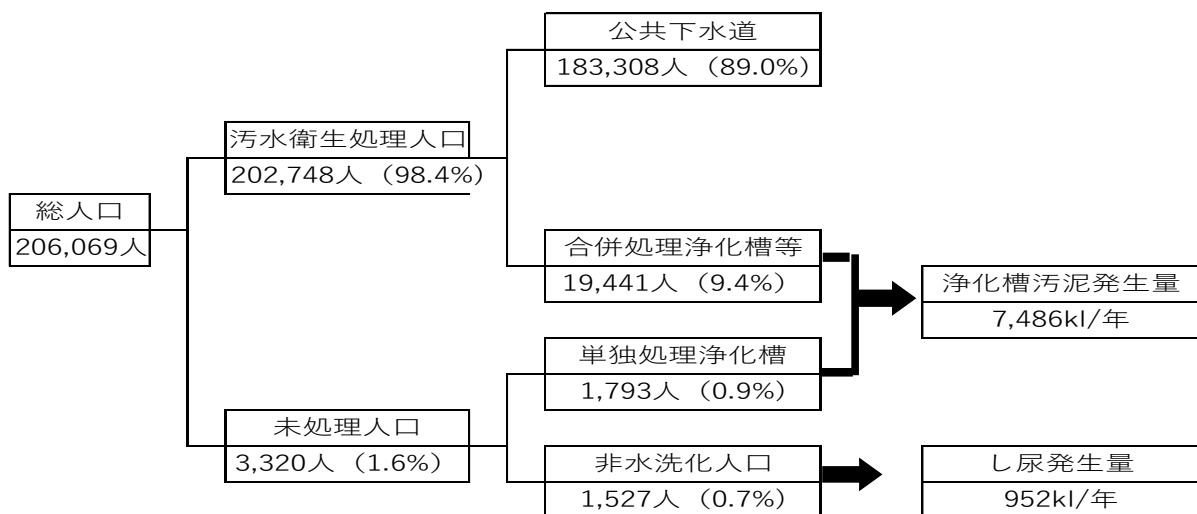


図4 目標達成時の生活排水の処理状況フロー

※図表の数値は表示単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

### 3 施策の内容

#### (1) 発生抑制、再使用の推進

##### ア ごみの減量・資源化の啓発

- (ア) 3R の優先順位やごみ減量・資源化のための具体的な方法について、定期的・継続的な広報への掲載や、ホームページ、イベントを活用するなどにより、ごみ減量・資源化に結びつくような情報を発信する。
- (イ) 市民を対象に、講演会、施設見学会、児童・生徒への環境教育、ポスターコンクール、ガレージセールなどを実施し、環境教育、啓発普及、意識改革を図る。
- (ウ) 「廃棄物減量等推進員」の協力などを通して、地域の集会や行事の機会を捉え、市職員による「ごみ出前講座」を積極的に実施できるよう働きかける。
- (エ) ごみの減量・資源化は、商品に対する個人の意識がとても重要であることから、消費に対しては、例えば、物品購入時の意識を「欲しい物 (Wants)」から「必要な物 (Needs)」へ転換するなどの意識改革を図る。

##### イ リサイクルプラザ・プラザ館の活用 (啓発)

- (ア) 不用布のリサイクル、牛乳パックを利用した再生ハガキづくり、廃油からの固形石けん作りなどの各種体験講座を実施する。また、小学生のクリーンセンターの社会科見学や夏休み期間中には、小・中学生を対象とした子供向け講座を開催し、環境教育とごみ減量・資源化意識の向上に努める。
- (イ) プラザ館において、粗大ごみとして出された自転車や家具を修理・再生し、市民等に安価で販売するとともに、「おもちゃ病院」によるおもちゃの修理も市民等に提供する。

##### ウ 食品ロスの削減

食品ロスを削減させるため下記項目について市民及び事業者に協力を要請する。

- (ア) 買い物前に冷蔵庫内の食品を確認し、無駄な食品を買いすぎない、使いきれぬ量を購入するよう啓発する。
- (イ) 家庭では料理を作り過ぎない、外食では食べきれぬ量を注文する等、残さず食べるよう啓発する。
- (ウ) 食品ロス削減運動 (30・10 運動) の実施を広報等で啓発し、ごみ減量につなげる。
- (エ) 商工会議所などの団体を通じて、事業者ができる食品ロスの削減を依頼する。例えば、飲食店における小盛りメニューなどの提供や、適正な在庫管理などを要請する。

##### エ 分別排出の徹底 (紙ごみ等分別の徹底)

ごみ発生量の削減を進めるとともに、どうしても排出せざるを得ないごみについ

では、分別排出を徹底し、資源化を推進する。特に、家庭から出る「燃やすごみ（湿ベース）」の約40%（平成29年度実績）を占める紙ごみについては、分別を徹底し、紙ごみの7%を目標に資源化を進める。

#### オ 事業者責任によるリサイクルの促進

事業系ごみの減量・資源化及び適正処理を図るため、多量排出事業者に「ごみ減量計画書」の提出を義務付けているが、まだリサイクルできるものがごみに含まれていることから、必要な指導を行い、さらに事業系ごみの減量・資源化を促進する。その他の事業者には、ごみ減量化に関する調査を行い、必要な指導を行う。

#### カ 剪定枝の利用

平成31年4月から再開した、流山市汚泥再生処理センター（以下「森のまちエコセンター」という。）における剪定枝の資源化を進める。

#### キ ごみ焼却施設における資源化の促進

（ア）スラグの放射能濃度測定を継続し、安全な数値を確認しつつ、全量有効利用できるよう努める。

（イ）焼却によって発生する廃熱を発電、温水などに引き続き有効利用する。

#### ク プラスチックごみの分別徹底と再資源化

「容器包装プラスチック類」と燃やさないごみに含まれる「その他プラスチック類」の分別について周知徹底し、資源化率向上を図る。

#### ケ 公平な費用負担

平成19年度のごみ発生量の減少や平成20年度に実施した「流山市におけるごみ処理有料化を含む総合的なごみ減量化・資源化施策の実施計画（案）」に対するパブリックコメントの結果を踏まえ、総合的な判断により、実施計画（案）を一部見直すこととした経緯に鑑み、生活系ごみの有料化については当面見送ることとし、その他のごみ減量・資源化施策を優先して推進することにより、徹底したさらなるごみ減量・資源化を図る。

なお、公平な費用負担の観点から、ごみの受入料金の見直しを図る。

また、ごみの減量化や、適切な分別の推進によるさらなる資源化などの観点から、指定袋の導入を検討する。

### （2）処理体制

#### ア 生活系ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については、表3のとおりである。

本市においては、最終処分を区域外へ委託しているため、最終処分量の削減を図

るべく、各種資源化に取り組んでいる。

表3 生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現状(平成30年度)			今後(令和8年度)			
流山市			処理施設等			
分別区分	処理方法	処理施設等	分別区分	処理方法	一次処理	二次処理
燃やすごみ	焼却 熱回収	ごみ焼却施設 残さは最終処分(埋立)	燃やすごみ	焼却	熱回収	ごみ焼却施設 余熱利用 売電 残さ埋立
燃やさないごみ	破砕・選別 資源化	リサイクル館で破砕・選別後、資源化 残さはごみ焼却施設へ	燃やさないごみ	破砕・選別	資源化	売却 残さ焼却
容器包装 プラスチック類	選別 資源化	リサイクル館で選別後、資源化 残さはごみ焼却施設へ	容器包装 プラスチック類	選別	資源化	リサイクル館 指定法人へ 残さ焼却
ペットボトル	選別 資源化	リサイクル館で選別後、資源化 残さはごみ焼却施設へ	ペットボトル	選別	資源化	売却 残さ焼却
有害危険ごみ	選別 資源化	リサイクル館で選別後、資源化 残さは委託処理	有害危険ごみ	選別	資源化	売却 委託処理
粗大ごみ	破砕・選別 資源化	リサイクル館で破砕・選別後、資源化 残さはごみ焼却施設へ	粗大ごみ	破砕・選別	資源化	売却 残さ焼却

※剪定枝等については、平成31年4月より、分別区分が「有害危険ごみ」から「燃やすごみ」に変更となったため、「現状(平成30年度)」では「有害危険ごみ」として、「今後(令和8年度)」では「燃やすごみ」として計上している。

### イ 事業系ごみの処理体制の現状と今後

分別区分は、燃やすごみ、粗大ごみ(可燃性)、燃やさないごみ、粗大ごみ(不燃性)、剪定枝・落葉及び草とし、今後とも生活系ごみに準じ、処理を行う。

また、多量排出事業者にごみ減量計画書の提出を義務づけているが、さらに必要な指導を行うと共に、その他の事業者には、ごみ減量化に関する調査を行い、必要な指導を行う。

### ウ 生活排水処理の現状と今後

生活排水の処理については、引き続き、下水道が整備されない、浄化槽処理促進区域で合併浄化槽の整備を進めていく。

また、し尿、浄化槽汚泥については、たい肥化を行い、再生利用を進める。

## (3) 処理施設等の整備

### ア 廃棄物処理施設

上記(2)の分別区分及び処理体制で処理を行うため、表4のとおり必要な施設整備を行う。



表 4 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類 施設名	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間	国土強靱化
1	廃棄物処理施設 流山市クリーンセンターごみ焼却施設	ごみ焼却施設基幹的設備改良事業	207t/日	千葉県流山市大字下花輪 191番地	R4～R7	流山市総合計画実施計画（国土強靱化地域計画を包含する）

※現有処理施設の概要は別添参照のこと。

（整備理由）

事業番号 1 施設の老朽化

イ 合併処理浄化槽の整備

合併処理浄化槽の整備については、表 5 のとおり行う。

表 5 合併処理浄化槽の整備計画

事業	直近の整備済 基数（基） （令和元年度）	整備計画 基数（基）	整備計画 人口（人）	事業期間	国土強靱化
浄化槽設置整備事業	1207	194	992	R3～R7	—
合計	1207	194	992		

（４）施設整備に関する計画支援事業

上記（３）の施設整備に先立ち、表 6 のとおり計画支援事業を行う。

表 6 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
31	ごみ焼却施設基幹的設備改良事業（事業番号 1）に係る発注仕様書作成等事業	発注仕様書作成等	R2～R3

（５）廃棄物処理施設における長寿命化総合計画策定支援事業

上記（３）の施設整備に先立ち、表 7 のとおり長寿命化総合計画策定支援事業を行う。

表 7 実施する長寿命化総合計画策定支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
32	ごみ焼却施設基幹的設備改良事業(事業番号1)に係る長寿命化総合計画策定事業	長寿命化総合計画策定	R2

## (6) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成するうえで、次の施策を実施していく。

### ア 災害時〔震災（地震や液状化）、水害（洪水時）など〕における安心・安全な処理体制の確保

災害廃棄物については、「流山市災害廃棄物処理計画（平成31年3月）」に基づき適切かつ迅速に対応する。

災害廃棄物処理計画は関係を有する他の市町村、特に近隣市との連携が重要であることから「千葉県災害廃棄物処理計画（平成30年3月）」に準拠して策定したもので、実施にあたっては関連計画等に記載されている内容についても考慮し、また、変更が必要と判断された場合は適宜見直しを行う。大規模災害が発生した時は、「流山市災害廃棄物処理計画」に基づき、「流山市災害廃棄物処理実行計画」を作成し、速やかに対応する。

既存の施設については、耐震化・浸水対策等の強靱化に係る対策を検討する。

### イ 東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の影響に対する安心・安全な処理の確保

「東京電力福島第一原子力発電所」の事故に伴う放射性物質を含む指定廃棄物（8,000Bq/kgを超える）については、国の責任において長期管理施設が設置されるまでの間、安心・安全に一時保管する。

### ウ 不法投棄対策

人口増加に伴い、ごみの未分別や不法投棄等の増加が懸念され、衛生面や美観を損ねることから、市の全職員が不法投棄監視員となり、不法投棄の監視や啓発活動に努める。さらに、業者委託による不法投棄パトロールや撤収作業、市民（ごみ減量等推進員や環境美化推進員）との連携などにより、不法投棄の防止と早期発見・回収を強化する。

## 4 計画のフォローアップと事後評価

### (1) 計画のフォローアップ

毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表する。必要に応じて国及び千葉県と意見交換を行いつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

### (2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果がまとまった時点で、計画の事後評価及び目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

《添付資料 1 対象地域図》

対象となる地域は流山市全域であり、下図の網掛け部分である。

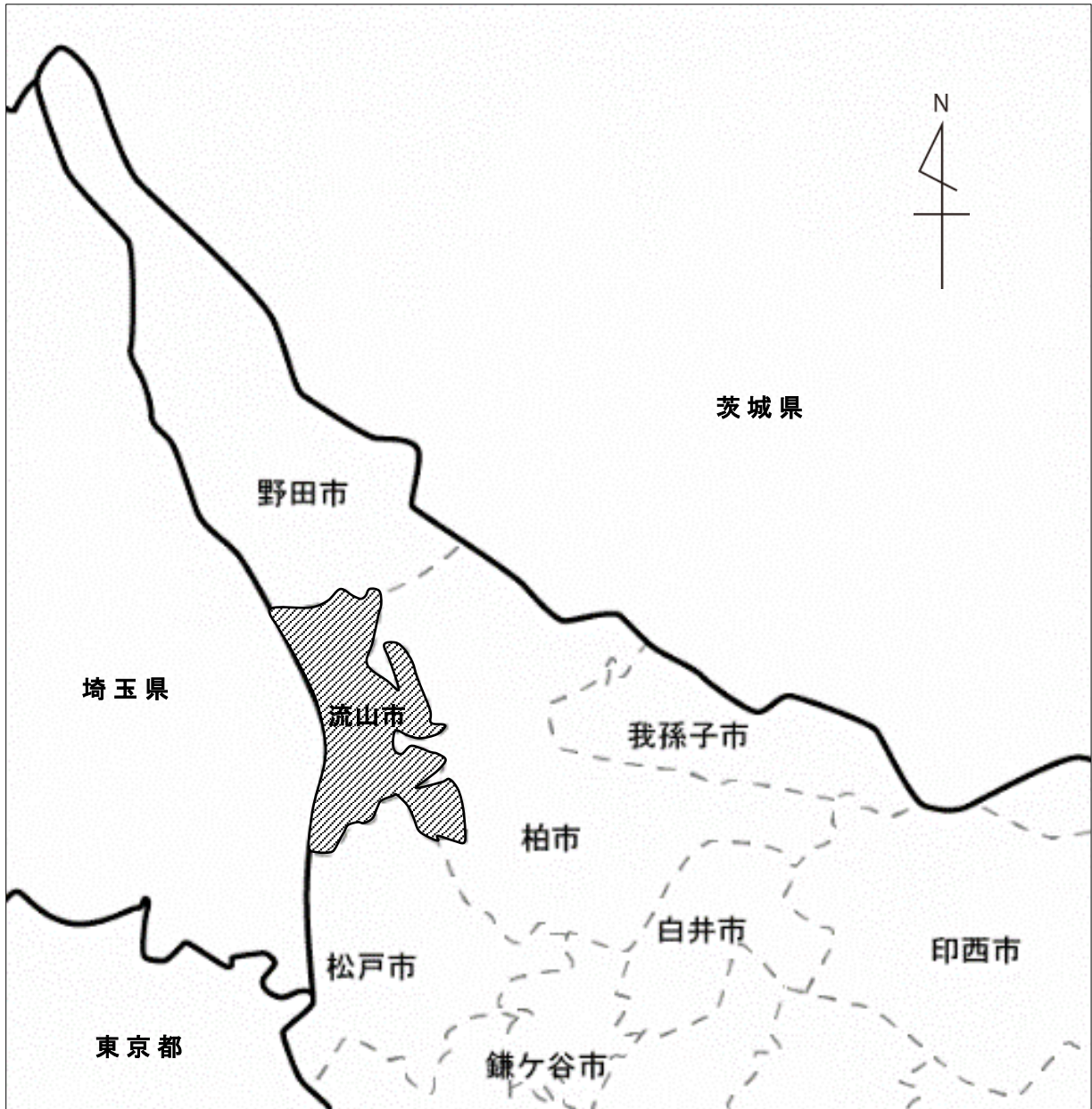


図 S-1 対象地域図

《添付資料 2 目標の設定に関するグラフ等》

目標の設定に関するグラフ等を以下に示す。

表 S-1 排出量の目標の設定に関する表

	年度	家庭系ごみ	事業系ごみ	人口
実績	H25	32,560 トン	12,628 トン	170,493 人
	H26	32,667 トン	13,129 トン	173,556 人
	H27	33,584 トン	13,673 トン	177,597 人
	H28	32,024 トン	14,294 トン	182,126 人
	H29	33,818 トン	14,802 トン	187,252 人
	H30	34,266 トン	15,775 トン	191,792 人
予測	R1	33,762 トン	15,271 トン	194,417 人
	R2	33,713 トン	15,444 トン	197,368 人
	R3	34,177 トン	15,658 トン	200,247 人
	R4	34,087 トン	15,871 トン	202,665 人
	R5	33,843 トン	16,129 トン	203,672 人
	R6	33,399 トン	16,299 トン	204,613 人
	R7	33,008 トン	16,513 トン	205,343 人
	R8	32,613 トン	16,727 トン	206,069 人

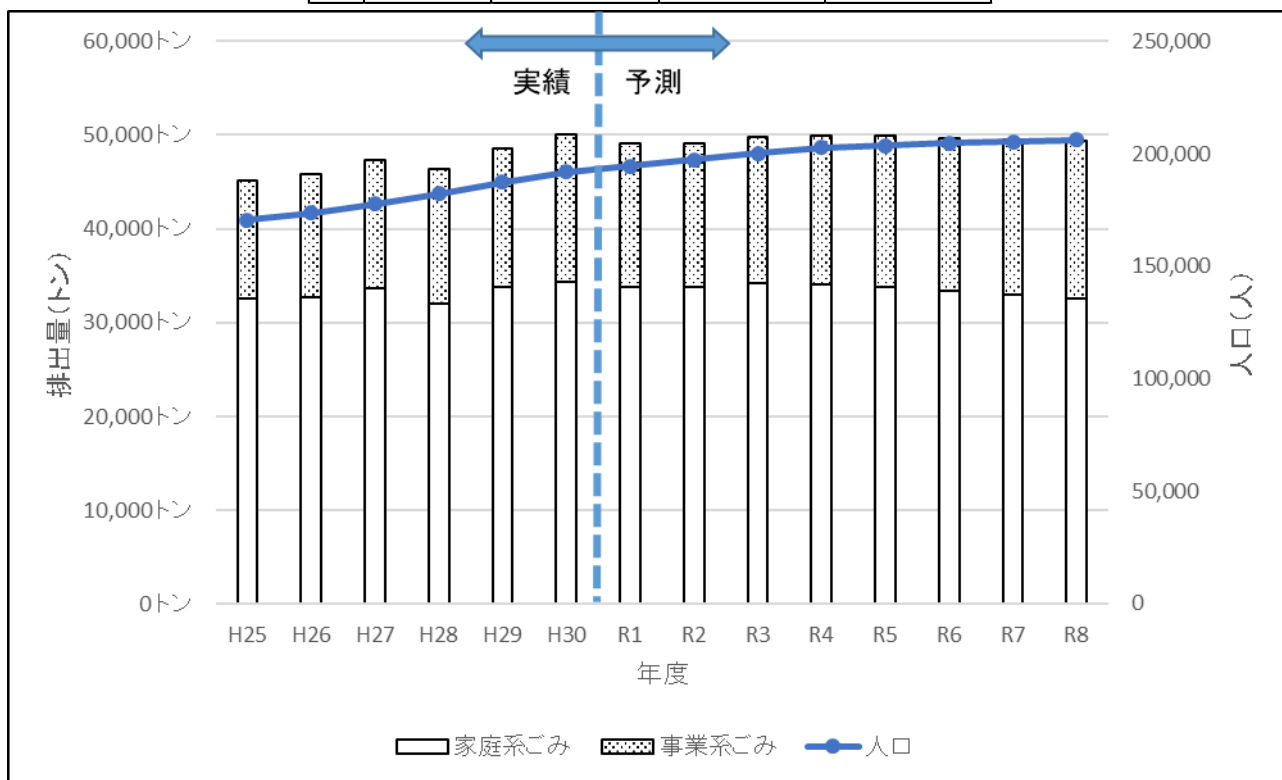


図 S-2 排出量の目標の設定に関するグラフ

表 S-2 排出量の目標の設定に関する表

	年度	1人あたり	1事業所あたり
実績	H25	191 kg	3,143 kg
	H26	188 kg	3,263 kg
	H27	189 kg	3,397 kg
	H28	176 kg	3,514 kg
	H29	181 kg	3,614 kg
	H30	179 kg	3,878 kg
	R1	184 kg	3,976 kg
	R2	188 kg	3,325 kg
予測	R3	171 kg	3,849 kg
	R4	168 kg	3,902 kg
	R5	166 kg	3,965 kg
	R6	163 kg	4,007 kg
	R7	161 kg	4,059 kg
	R8	158 kg	4,112 kg

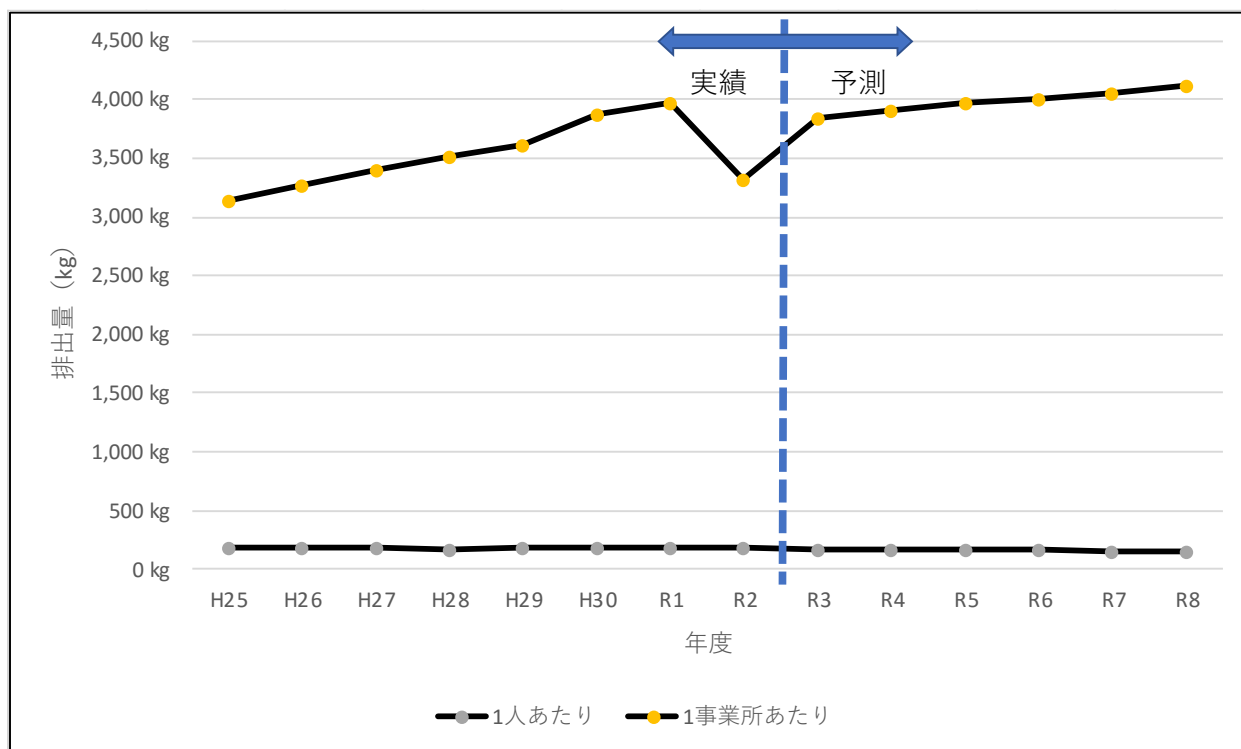


図 S-3 排出量の目標の設定に関するグラフ

表 S-3 総資源化量、減量化量及び埋立最終処分量の  
目標の設定に関する表

	年度	総資源化量	減量化量	埋立最終処分量	エネルギー回収量
実績	H25	14,310 トン	32,844 トン	9,426 トン	14,020 Mwh
	H26	13,327 トン	33,834 トン	9,544 トン	14,464 Mwh
	H27	13,789 トン	34,618 トン	9,474 トン	14,033 Mwh
	H28	13,267 トン	34,349 トン	8,599 トン	13,072 Mwh
	H29	13,008 トン	36,989 トン	8,275 トン	13,423 Mwh
	H30	12,979 トン	38,811 トン	7,549 トン	14,735 Mwh
	R1	14,870 トン	43,644 トン	2,752 トン	13,842 Mwh
	R2	16,471 トン	42,014 トン	3,990 トン	15,497 Mwh
予測	R3	12,712 トン	41,756 トン	4,047 トン	14,136 Mwh
	R4	12,820 トン	41,870 トン	4,052 トン	14,136 Mwh
	R5	12,885 トン	41,879 トン	4,061 トン	14,136 Mwh
	R6	12,877 トン	41,647 トン	4,043 トン	14,136 Mwh
	R7	12,892 トン	41,497 トン	4,034 トン	14,136 Mwh
	R8	12,905 トン	41,344 トン	4,023 トン	15,750 Mwh

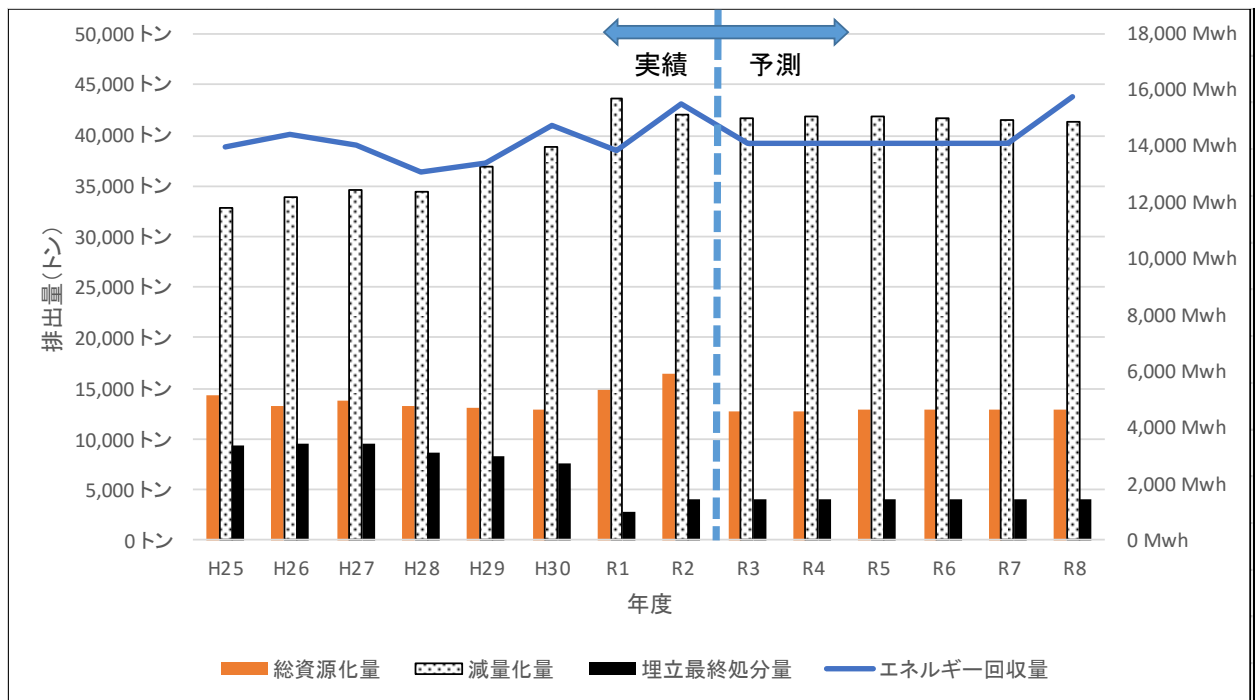


図 S-4 総資源化量、減量化量、埋立最終処分量及び  
エネルギー回収量の目標の設定に関するグラフ

※図表のエネルギー回収量（R3 から R7）は予測量を推計して  
いないため H25 から R2 の平均値を代入する。

《添付資料 3 分別区分説明資料》

現在の分別区分を以下に示す。

表 S-4 生活系ごみの分別区分

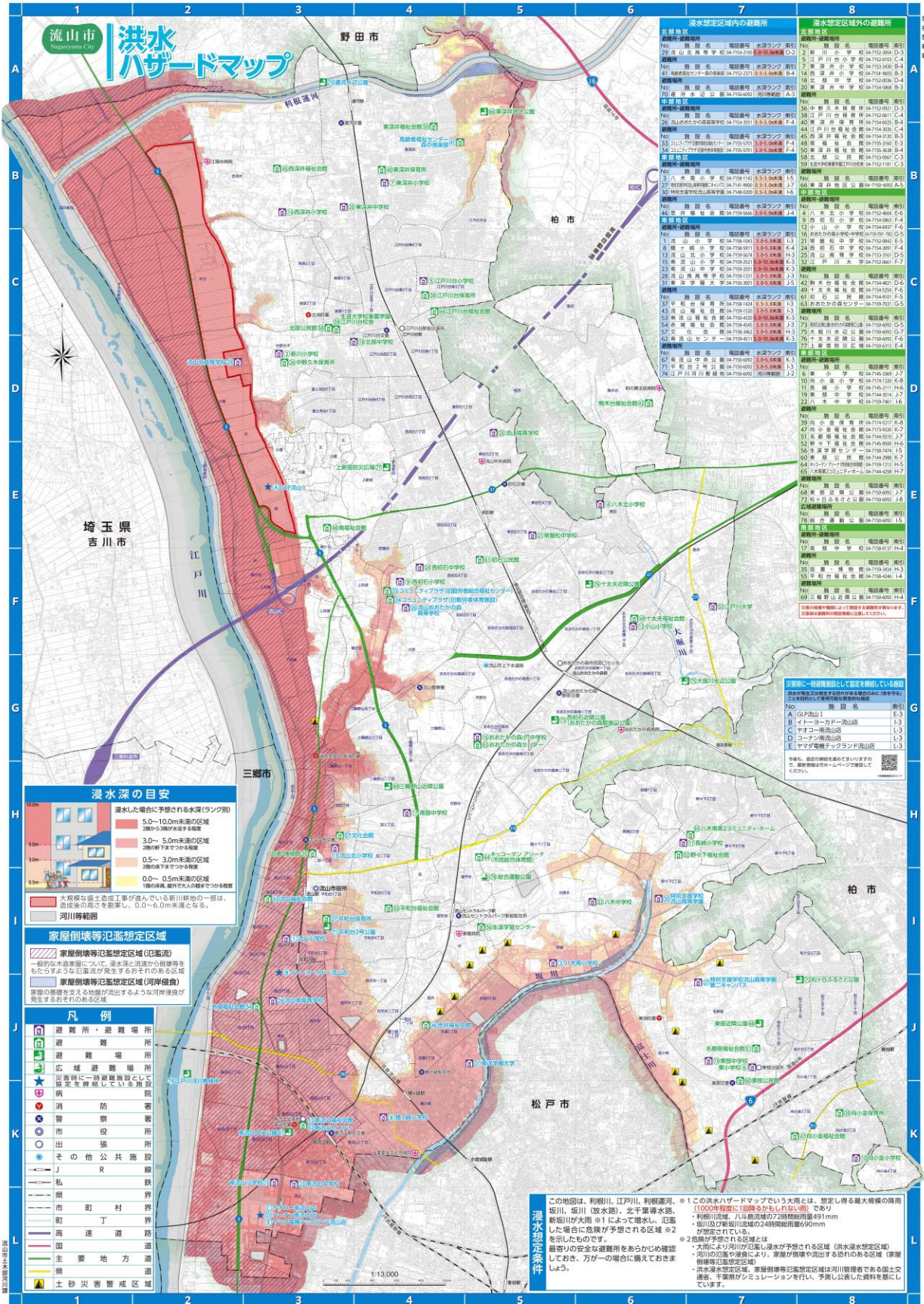
No.	分別区分	主な排出品目	収集頻度	収集方式	収集方法	貯留場所
1	燃やすごみ	台所ごみ(生ごみなど) 資源にならない紙くず(ちり紙等) 木製品(木材など) 汚れた布類 枝葉、草花	2回/週	ステーション方式	パッカー車	焼却ヤード
2	燃やさないごみ	陶磁器製品 ガラス製品 混成製品 金属製品 革製品 ゴム製品 小型家電(家電リサイクル法に該当しないもの)、アルミホイル ブラマークが付いていないプラスチック製品 (ポリバケツ、プラスチック製ケース、プランターなど)	2回/月		パッカー車	不燃物ヤード
3	容器包装プラスチック類	ブラマークが付いているプラスチック製品 (卵パック、菓子・冷凍食品の袋、シャンプー・洗剤の容器など)	1回/週		パッカー車	プラスチックヤード
4	ペットボトル	飲料又は調味料等の容器で、主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製のもの	2回/月		パッカー車	ペットボトルヤード
5	有害危険ごみ	乾電池、蛍光灯、水銀体温計 危険ごみ(使い切ったライター、刃物類等) 使い切ったスプレー缶	2回/月		平ボディトラック	その他ヤード
6	粗大ごみ	可燃系粗大 (布団類、木製建具類、木製家具類、敷物類等) 不燃系粗大 (マッサージ椅子、スプリングマットレス等)	随時 (予約制)	戸別収集	箱平ボディトラック	可燃粗大ヤード 不燃粗大ヤード

表 S-5 事業系ごみの分別区分

分別区分	搬入制限 (1事業所当たり)
燃やすごみ	2,000kg/日まで
粗大ごみ(可燃性)	200kg/日まで
燃やさないごみ	100kg/週まで
粗大ごみ(不燃性)	200kg/日まで
剪定枝・落葉及び草	—



# 《添付資料 4 ハザードマップ》



## 《添付資料 5 流山市総合計画実施計画（抜粋）》

### （４）国土強靱化地域計画

わが国では、東日本大震災などの過去の災害等に対し、さまざまな策を講じてきたものの、甚大な被害により長期間にわたる復旧・復興を繰り返してきました。これを避けるため、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（２０１３年（平成２５年）法律第９５号）」（以下「基本法」という。）が施行され、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けて、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが定められました。

国では、この基本法第１０条に基づき、国土強靱化に関する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」を策定し、被害が致命的なものにならず迅速に回復する、「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを平時から構築するための取組を推進しています。

本市においても、本計画を各分野の個別計画の国土強靱化に関する指針とし、強くしなやかで持続可能なまちづくりを進めていくこととします。

基本構想における目指すまちのイメージである「都心から一番近い森のまち」を強靱化する上で、基本法第１４条において、地域計画は、「国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない」と規定されていることを踏まえ、本市の地域計画の策定に当たっては、基本計画の基本目標を踏襲し、以下の４つを基本目標として、強靱化を推進することとします。

いかなる大規模自然災害が発生しようとも、

- I. 人命の保護が最大限図られること
- II. 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III. 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- IV. 迅速な復旧復興

※脆弱性の評価結果については、P 5 1 に記載しています。

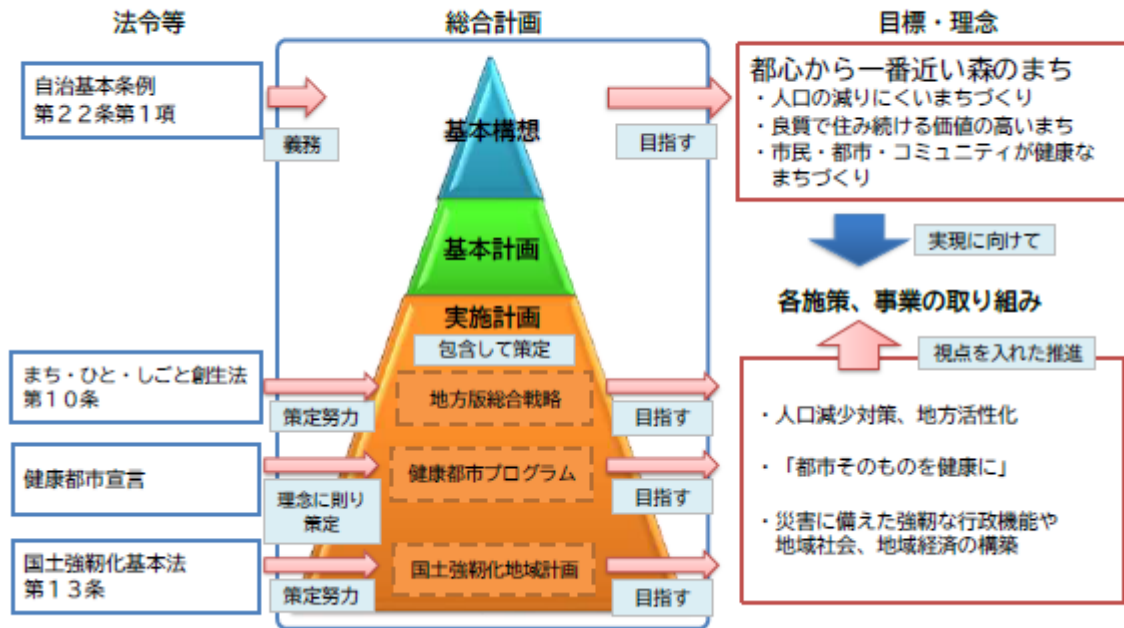
### （５）「地方版総合戦略」「健康都市プログラム」「国土強靱化地域計画」を包含した実施計画

総合計画において、目指すまちのイメージ実現に向けて「人口の減りにくいまち」「良質で住み続ける価値の高いまち」を目指すとおり、また、「市民・都市・コミュニティが健康なまちづくり」を基本理念としています。

その考え方のもと、これまでの取り組みを評価・総括し、今後１０年間の取り組みを整理したところであり、その取り組みや方向性は「地方版総合戦略」や「健康都市プログラム」、「国土強靱化地域計画」の目的に沿ったものとなります。

したがって、本計画で位置付ける事業においては、「地方版総合戦略」や「健康都市プログラム」、「国土強靱化地域計画」と共通しているものであるため、包含して策定します。

■各種法令等と総合計画との関係



【展開方向2】一般廃棄物の適正処理

予算 説明書	新設 区分	事業名 (所管課)	内容	会計	予算 区分	実施年度			強 期 化
						R4	R5	R6	
P275	継続	ごみ焼却施設整備事業 (クリーンセンター)	ごみ焼却施設の安全操業、適正な廃棄物処理を実施するため、定期的に設備を整備します。	一般	政策	■	■	■	8-1
-	継続	廃棄物処理施設延命化 事業 (クリーンセンター)	令和2年度に策定した長寿命化総合計画に基づき、令和7年度の工事完了に向けて、基幹的設備改良工事を行います。 令和4年度 基幹的設備改良工事(発注) 令和5年度 基幹的設備改良工事 令和6年度 基幹的設備改良工事	一般	政策	■	■	■	8-1

様式1

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画 総括表1

1 地域の概要

(1) 地域名	流山市	(2) 地域内人口	191,792人	(3) 地域面積	35.32km <sup>2</sup>
(4) 構成市町村等名	流山市	(5) 地域の要件*	人口 面積 沖縄 離島 奄美 豪雪、山村 半島 過疎 その他		
(6) 構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村： 設立(予定)年月日：○○年○○月○○日設立、認可予定 設立されていない場合、今後の見通し：				

\*交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○を付ける。

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位 年		過去の状況・現状(排出量等に対する割合)						目標
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和8年度
排出量	事業系 総排出量(トン)	12,628	13,129	13,673	14,294	14,802	15,775	16,727 (H30比+6%)
	1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	3.1	3.2	3.4	3.5	3.6	3.8	4.1
	生活系 総排出量(トン)	32,560	32,667	33,584	32,024	33,818	34,266	32,613 (H30比-4.8%)
	1人当たりの排出量(kg/人)	169	166	168	155	160	158	140
	合計 事業系生活系の総排出量合計(トン)	45,187	45,796	47,256	46,318	48,620	50,041	49,340 (H30比-1.4%)
再生利用量	直接資源化量(トン)	277	242	212	189	185	192	199 (H30比+3.6%)
	総資源化量(トン)	14,310	13,327	13,789	13,267	13,008	12,979	12,905 (H30比-0.6%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量 MWh)	14,020	14,464	14,033	13,072	13,423	14,735	15,750
	エネルギー回収量 (年間の熱利用量 GJ)							
最終処分量	埋立最終処分量(トン)	9,426	9,544	9,474	8,599	8,275	7,549	4,023 (H30比-46.7%)

※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付する。

一般廃棄物処理計画と目標値が異なる場合に、地域計画と一般廃棄物処理計画との整合性に配慮した内容

--

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

(1) 現有施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	開始年月	廃止又は休止(予定)年月	解体(予定)年月	想定される浸水深と対策	備考
ごみ焼却施設	流山市焼却施設	流山市	全連続燃焼式 ガス化溶融炉(流動床式)	207トン/日	H16.3	未定	未定	(浸水深 5mから10m) 施設は3mのかさ上げがされている 施設の浸水被害及び周辺道路の浸水等により施設への廃棄物搬入ができなくなった場合は千葉県内において締結されている災害対応に係る各種協定に基づき周辺自治体へ処理を依頼する。	災害対策 【震度4以上の地震】施設点検の実施や職員の参集、その他施設関係者等との連携が取れる体制を整備している。 【河川氾濫等の水害】施設を安全に停止し、職員を安全に避難させる体制を整備している。
リサイクルセンター	リサイクルプラザ・リサイクル館	流山市	破碎/選別	53.3トン/日	H16.3	未定	未定	(浸水深 5mから10m) 施設は3mのかさ上げがされている 施設の浸水被害及び周辺道路の浸水等により施設への廃棄物搬入ができなくなった場合は千葉県内において締結されている災害対応に係る各種協定に基づき周辺自治体へ処理を依頼する。	災害対策 上記と同様
汚泥再生処理施設 し尿処理施設	森のまちエコセンター	流山市	浄化槽汚泥対応型脱窒素 処理方式+高度処理	56kl/日	H22.3	未定	未定	(浸水深 0.5mから3m) 施設の浸水被害及び周辺道路の浸水等により施設への廃棄物搬入ができなくなった場合は千葉県内において締結されている災害対応に係る各種協定に基づき周辺自治体へ処理を依頼する。	災害対策 上記と同様 処理能力 し尿:11kl/日 浄化槽汚泥:45kl/日
剪定枝資源化施設	森のまちエコセンター	流山市	剪定枝堆肥・チップ化	3トン/日	H22.3	未定	未定	(浸水深 0.5mから3m) 施設の浸水被害及び周辺道路の浸水等により施設への廃棄物搬入ができなくなった場合は千葉県内において締結されている災害対応に係る各種協定に基づき周辺自治体へ処理を依頼する。	災害対策 上記と同様
汚泥再生処理施設 し尿処理施設	清美園	流山市	標準脱窒素処理方式+ 高度処理	75kl/日	S50.3	H22.3	未定	浸水深 0.5mから3m	災害対策 上記と同様 処理能力 し尿:15kl/日 浄化槽汚泥:60kl/日

(2) 更新(改良)・新設施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工予定年月日	更新(改良)・新設理由	廃焼却施設の解体の有無及び 解体施設の名称	廃焼却炉の施設解体事業 着手(予定)年月 完了(予定)年月	想定される浸水深と対策	プラスチック再商品化を 実施するための 施設整備事業	備考
ごみ焼却施設	流山市焼却施設	流山市	全連続燃焼式 ガス化溶融炉(流動床式)	207トン/日	R8.3	老朽化による更新	無		(浸水深 5mから10m) 施設は3mのかさ上げがされている 施設の浸水被害及び周辺道路の浸水等により施設への廃棄物搬入ができなくなった場合は千葉県内において締結されている災害対応に係る各種協定に基づき周辺自治体へ処理を依頼する。		

4 生活排水処理の現状と目標

指標・単位	過去の状況・現状						目標	
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和8年度	
総人口	177,252	181,737	186,863	191,403	196,652	集計中	206,069	
公共下水道	汚水衛生処理人口	137,225	143,246	150,568	157,385	166,125	集計中	183,308
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	77.4%	78.8%	80.6%	82.2%	84.5%		89.0%
集落排水施設等	汚水衛生処理人口	0	0	0	0	0	集計中	0
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	0%	0%	0%	0%	0%		0%
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口	34,947	33,554	31,546	29,425	26,097	集計中	19,441
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	19.7%	18.5%	16.9%	15.4%	13.2%		9.4%
未処理人口	汚水衛生未処理人口	5,160	4,937	4,749	4,593	4,430	集計中	3,320

※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付のこと。（別紙参考を参照）

5 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容			整備予定基数の内容			備考
		基数	処理人口	開始年月	基数	処理人口	目標年次	
浄化槽設置整備事業	流山市	1207	7524	S 63年4月	194	992	R 8	

※ 計画地域内の施設の状況（現況、予定）を地図上に示したものを添付のこと。

# 《添付資料 5 地域内の一般廃棄物処理施設の現況と予定》

現有施設の位置を以下に示す。

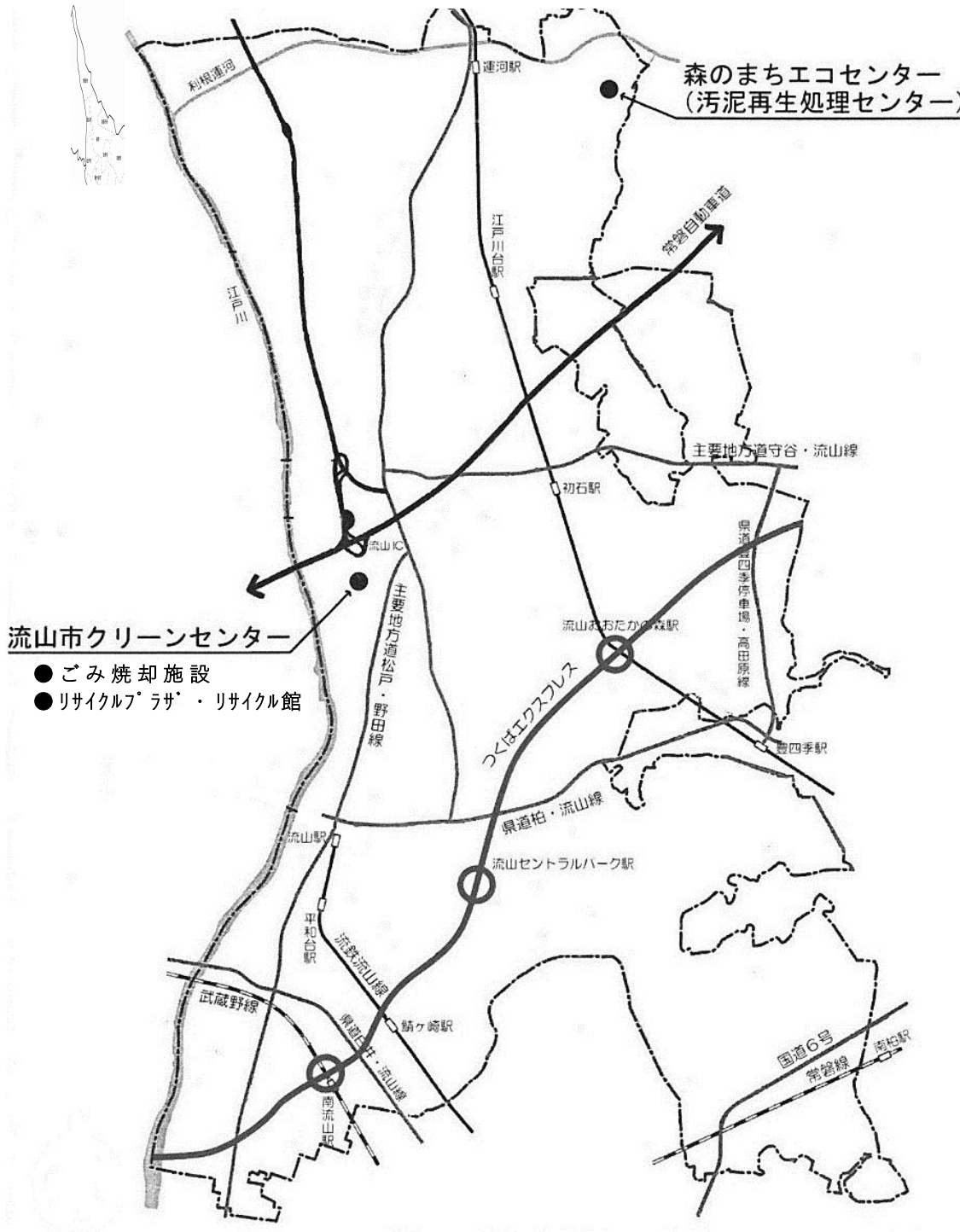
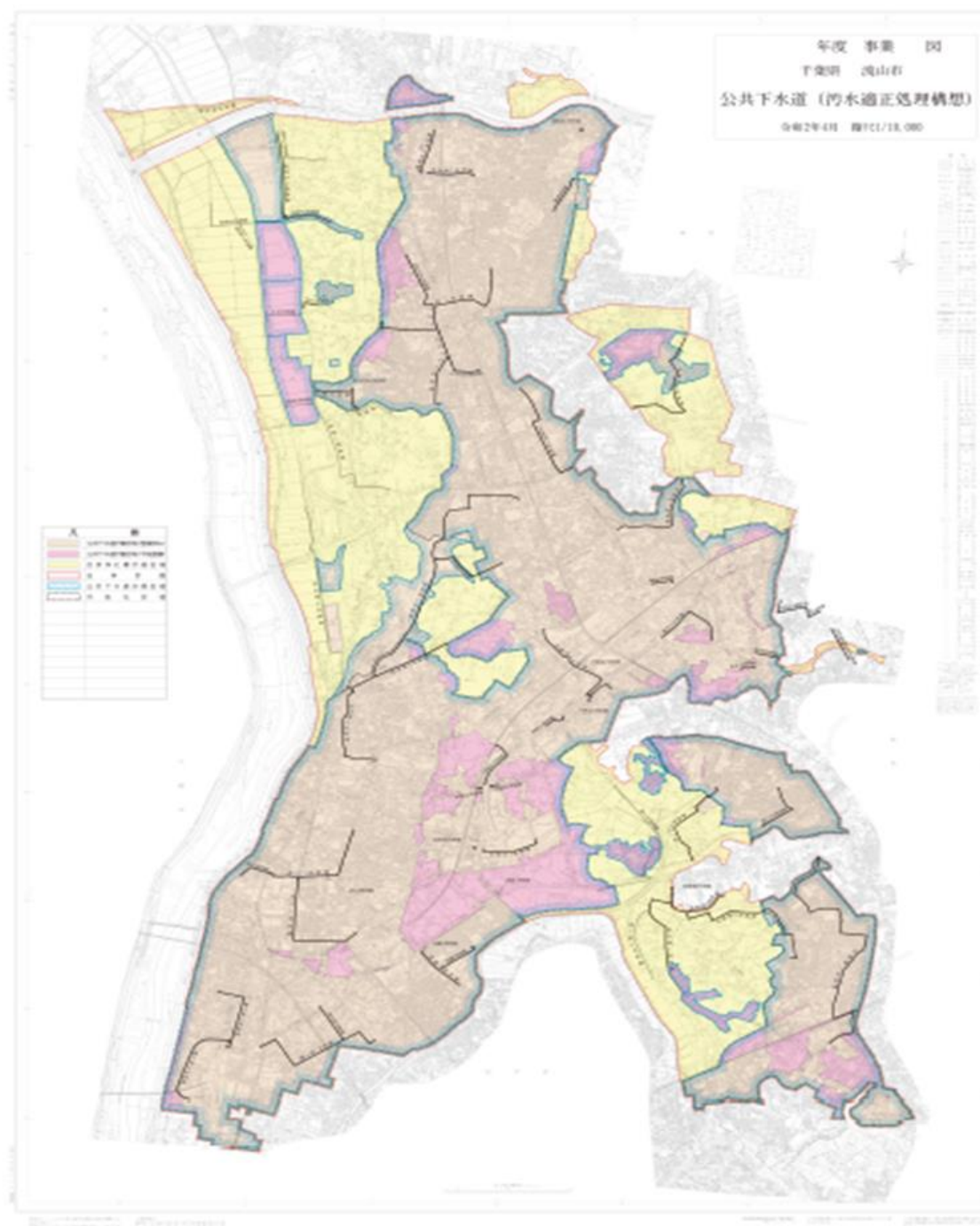


図 S-4 現有施設の位置

○流山市内の合併浄化槽計画区域の現況と予定



※黄色の箇所が合併浄化槽計画区域です。



## 循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表2

事業種別	事業番号 ※1	事業主体 名称 ※2	規模 単位	事業期間 ※5		国土 強 靱 化 地 域 計 画	総事業費(千円)						交付対象事業費(千円)						備 考			
				開始	終了		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度				
〇廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業							7,997,000	0	0	0	2,159,971	3,611,454	2,225,575	5,966,603	0	0	0	1,538,966	2,480,056	1,947,581		
ごみ焼却施設基幹的設備改良事業	1	流山市	207t	R4	R7	〇	7,997,000				2,159,971	3,611,454	2,225,575	5,966,603				1,538,966	2,480,056	1,947,581		
〇施設整備に関する計画支援に関する事業							3,598	3,598	0	0	0	0	0	3,598	3,598	0	0	0	0	0	0	
事業番号1に係る発注仕様書作成等事業	31	流山市		R2	R3		3,598	3,598						3,598	3,598							
〇廃棄物処理施設における長寿命化総合計画策定支援に関する事業							5,400	5,400	0	0	0	0	0	5,400	5,400	0	0	0	0	0	0	
事業番号1に係る長寿命化総合計画策定事業	32	流山市		R2	R2		5,400	5,400						5,400	5,400							
〇浄化槽に関する事業							169,026	0	13,593	21,333	44,700	44,700	44,700	169,026	0	13,593	21,333	44,700	44,700	44,700		
浄化槽設置設備		流山市		R3	R7		169,026		13,593	21,333	44,700	44,700	44,700	169,026		13,593	21,333	44,700	44,700	44,700		
合 計							8,175,024	8,998	13,593	21,333	2,204,671	3,656,154	2,270,275	6,144,627	8,998	13,593	21,333	1,583,666	2,524,756	1,992,281		

※1 事業番号については、計画本文3(3)表4等に示す事業番号と一致させること。

※2 実施しない事業の欄は削除して構わない。

※3 同一施設の整備であっても、交付金を受ける事業主体ごとに記載する。

※4 事業が地域計画を跨ぐ場合は地域計画期間内の事業期間を記入し、備考欄に全体の事業期間を記載すること。なお、事業期間は交付対象外部分のみを行う期間も含む。

※5 廃焼却施設の解体と新施設の建設を異なる事業主体が実施する場合は、それぞれの事業費を別行で記載すること。

## 施設概要（エネルギー回収施設系）

都道府県名 千葉県

(1)事業主体名	流山市
(2)施設名称	流山市クリーンセンター ごみ焼却施設
(3)工期	令和4年度～令和7年度
(4)施設規模	処理能力 207t/日（69t/24h×3炉）
(5)形式及び処理方式	全連続燃焼式ガス化溶融炉（流動床式）
(6)余熱利用の計画	1.発電の有無 <input checked="" type="checkbox"/> （発電効率：未定） ・ 無 2.エネルギー回収の有無 <input checked="" type="checkbox"/> （エネルギー回収率：未定） ・ 無 ※発電効率及びエネルギー回収率は発注仕様書作成等事業の結果により回収率の規模が決定される。
(7)地域計画内の役割 ※2	二酸化炭素削減率：8.86% 生じた熱は併設する地域融和施設（余熱利用施設）へ高温水を提供し、発電した電力は売電します。
(8)廃焼却施設解体 工事の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>

「ごみ燃料化施設」を整備する場合

(9)燃料の利用計画	
------------	--

「メタンガス化施設」を整備する場合

(10)バイオガス 熱利用率	kWh/ごみ t
(11)バイオガスの利 用計画	

(12)事業計画額 ※1	7,997,000千円 うち、交付対象事業費 5,966,603千円
-----------------	---------------------------------------

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画内の工期、金額を記載し、全体の工期、金額を括弧書きすること。

※2 基幹的設備改良事業を実施する場合は、二酸化炭素の削減率を記載すること。また、二酸化炭素排出抑制対策事業補助金を活用する場合は、廃棄物処理施設で生じた熱や発電した電力を地域でどう利活用するかについても記載すること。

## 施設概要（浄化槽系）

都道府県名 流山市

(1) 事業主体名	流山市
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	生活系排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽を設置する者に対して、その設置に要する経費の一部について、補助金を支出するもの。
(4) 事業期間 （生活排水処理基本計画期間）※生活排水処理基本計画をもって地域計画に代える場合に括弧書きで記載。	令和3年度～令和7年度 （年度～年度）
(5) 事業対象地域の要件	人口 面積 沖縄 離島 奄美 豪雪、山村 半島 過疎 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">その他</span>  該当する対象地域を選択する。  流山市の区域のうち、下水道法第4条第1項の認可若しくは同法第25条の23第1項の認可を受けた事業計画に定められた予定処理区域以外の区域又は下水道の整備が7年以上見込まれない下水道事業計画区域内の次の各号に掲げる区域のいずれかに該当する地域において、住宅に浄化槽を設置する個人とする。  （1）湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）第3条第2項に規定する指定地域 （2）水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第14条の7第1項に規定する生活排水対策重点地域
(6) 事業計画額	交付対象事業費 169,026 千円 うち（以下の事業を実施する場合） ・環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業に係る事業費 169,026 千円 ・公的施設単独処理浄化槽集中転換事業に係る事業費 千円

## ○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

## 【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対象基数 （人分）	基準額合計	総事業費	交付対象 事業費
5人槽	186基（930人分）	84,924	84,924	84,924
6～7人槽	6基（42人分）	2,772	2,772	2,772
8～10人槽	2基（20人分）	1,170	1,170	1,170
宅内配管費	194基	58,200	58,200	58,200
撤去費	194基	21,960	21,960	21,960
合計	194基（992人分） ※基数の合計には、宅内配管費、撤去費、改築費を除く。	169,026	169,026	169,026

## 計画支援概要

都道府県名 千葉県

(1)事業主体名	流山市	
(2)事業目的	ごみ焼却施設の基幹的設備改良のため	
(3)事業名称	ごみ焼却施設基幹的設備改良事業に係る発注仕様書作成等事業	ごみ焼却施設基幹的設備改良事業に係る長寿命化総合計画策定事業
(4)事業期間	令和2年度 ～ 令和3年度	令和2年度
(5)事業概要	ごみ焼却施設基幹的設備改良事業に係る発注仕様書の作成等	ごみ焼却施設基幹的設備改良事業に係る長寿命化総合計画策定事業
(6)事業計画額	3,598千円	5,400千円